

早良アン・アン・ネットワーク通信

No. 11 平成30年5月15日

福岡市防犯ボランティア 支援事業



～福岡を「犯罪のない安全で住みよいまち」に!～

防犯活動の活性化・地域防犯力の向上を図り、犯罪のない安全で住みよいまちづくりを推進するため、企業・団体の社会貢献活動による協賛金・後援金を原資として、防犯ボランティア活動団体の新たな活動に対し助成を行うものです。

募集要項

対象団体	<ul style="list-style-type: none">○地域の防犯力強化に向け、自ら発意・企画し、自主的に防犯活動を行う団体。 (自治協議会、自治会、町内会、学生ボランティア、NPO、PTA、おやじの会、企業・団体の有志など)○5人以上で構成される団体で、規約等があり、経理・資金等の管理能力がある団体。○営利、宗教の普及、政治上の主義推進等を目的としない団体。
対象事業	<ul style="list-style-type: none">①福岡市内で活動する事業であること。②地域の防犯力向上等に資すると認められる事業であること。 (直接的な防犯活動以外にも、環境美化や少年の健全育成など、広い意味での防犯活動)③応募団体において、本年度新たに実施する事業であること。 (活動強化のため事業内容を拡充する場合も対象です。)④活動に当たり、市などの関係機関から補助金等を受けていない事業であること。 ※その他創意工夫による新たな防犯活動は特に評価します。
補助金について	<p>1団体につき3年を限度に申込が可能です。 (ただし、1事業に限ります。また、審査は年度ごとに実施します。)</p> <ul style="list-style-type: none">○1年目:補助対象経費の80%以内 (ただし、当該額が10万円を下回る場合は10万円を限度に補助します。)○2・3年目:補助対象経費の50%以内 (ただし、当該額が5万円を下回る場合は5万円を限度に補助します。)
応募締切日	平成30年5月31日(木)
対象となる経費	<ul style="list-style-type: none">○防犯パトロール活動に必要な物品の購入費。 (腕章、ジャンパー、帽子、ハンドスピーカーなど)○防犯に関する広報誌、チラシ、立て看板などの製作費。○防犯に関する講演会での講師等への謝礼など。○防犯研修会や防犯教室などの開催に必要な機材等の購入費。○違反広告物の除去や落書き消しに必要な物品の購入費。 <p>※他の事業や団体の経常的な運営業務への転用が可能な備品等の購入費を除く。</p>



事件事故や安全安心に関する情報を職場・自宅のパソコンに配信中! 早良アン・アン・ネットワーク通信 受信を希望する方は、校区または住所(氏名の記載は任意です)を記載して早良署宛にメール送信して下さい。早良署メールアドレス sawara-ps@police.pref.fukuoka.jp